

# 第1章 税務訴訟

## 第1 税務訴訟の取組み方

### 1 裁判所での税務訴訟の担い手

税務訴訟は、行政訴訟の一種で、地方裁判所の本庁（支部ではありません。）が取り扱うこととなりますから、全国いずれかの地方裁判所で、民事訴訟の一種である行政訴訟の手続によって審理され、判断されます。

行政訴訟としての税務訴訟にはいろいろな種類がありますが、ほとんどは後に述べる抗告訴訟としての取消訴訟です。東京、大阪、名古屋等の大きな裁判所には、行政訴訟だけを取り扱う専門部あるいは集中部があって、税務訴訟はその部に回りますが、中小の裁判所では、民事担当の裁判官が通常の民事訴訟と一緒に審理するのが普通です。

東京と大阪の専門部には租税関係専門の裁判所調査官がいますが、この人たちはもともと国税庁の職員で、裁判所に出向し、裁判官が課税所得などの事実認定をしたり、税法、通達などの調査や解釈などをするについて、税務の専門家として助言したり、補助したりしています。

それ以外の裁判所には、このような裁判所調査官は配置されていませんが、裁判官が判断に迷うような事件については、裁判所間の共助として、東京や大阪の租税関係裁判所調査官が依頼に応じてその裁判所に出向き、必要な調査や助言などを行うことがあります。しかし、そのような手続には手間が掛かるし、裁判官のプライドもあるのか、それほど頻繁に租税関係裁判所調査官が他の裁判所に出向くわけではないようです。

## 2 税務訴訟では特に第一審が重要であること

税務訴訟も、もちろん第一審から第二審、そして最高裁まで争うことができますが、課税要件事実が問題となるような通常の事件は、一審裁判官がどのような事実を認定するかによって最終的な結論が決まることが多いといえます。裁判官にもいろいろなタイプの人がありますから、一審の担当裁判官のタイプを見極めないまま漫然と訴訟活動をすると、結果的に、その事件の法解釈や事実認定などについて真実に迫ることができていない場合があります。また、一審での当事者の訴訟活動が不十分であった場合などには、二審での訴訟活動次第で新たな事実や法解釈が採用されて一審の判断が覆る例もないわけではありません。しかし、それはそう頻繁に起こることではありません。

現在、二審すなわち控訴審での審理は、一審で作成された記録を検討して一審判決の正否・当不当を判断するのが主なもので、一審の記録を見て、ほぼ問題がないと担当裁判官や裁判長が判断しますと、控訴した当事者が、いかに一審裁判官の事実認定を攻撃し、新たな証人尋問などを求めても簡単に却下され、弁論を終結されてしまいます。その場合にはもちろん一審の判決が維持され、上告や上告受理申立てをしても、不服が容れられることは全くとっていないほどありません。これを要するに、事実認定が問題となる税務訴訟では、一審でとことん主張し、立証して、有利な事実の認定判断を引き出さなければ、最終的な勝訴の見込みはかなり少なくなるということです。

## 3 第一審で勝訴するための方策

### (1) 事実関係の把握

そこで、税務訴訟において勝訴を勝ち取るためには、まず、問題となっている事実関係を正確に細部にわたって把握し、それを税法の規定に当てはめれば、どのような結論となるかをしっかり認識すること

が大切です。

実際の訴訟で、当事者の代理人である弁護士が、法廷で、裁判官から事実関係についての釈明を受けて答えられずに立ち往生する場面をよく見掛けますが、その釈明が、実際にはその訴えについて重要なポイントを突くもので、それにどう答えるかで訴訟の結論が決まってしまうというようなことがまれではありません。当事者本人は、自分のことですから、事実関係や問題点を裁判官以上に知っていて当然でしょう。法廷では、訴訟代理人も当事者本人と一体とみられます。裁判官に事実関係の不明な点や矛盾点を指摘されて慌てているようでは、そもそも訴訟の先行きは暗いといわなければなりません。

なぜ、そういうことが起こるかといえば、まず、当事者において、課税庁の取扱いに対する不平不満や感情的反発が先に立って、冷静かつ客観的に事実関係を把握できなくなっている場合が多いということが挙げられます。当事者本人は、自分に都合の良い事実は声高に主張しますが、都合の悪い事実はなるべく触れないでおこうとしがちですし、なかには、都合の悪い事実はすっかり忘れてしまっているような人もいます。

訴訟代理人としては、当事者の言い分をそのまま鵜呑みにせず、あらゆる角度から検証して、納得のいくまで事実関係を訴訟で戦えるように再構築することが大切です（⇒ケーススタディ4、5、29、50、65、85、86）。そのためには、何より当事者とのコミュニケーションをしっかり取るということが必要最低限の条件でしょう。当事者のなかには、あまり突っ込まれると、感情を害したり、訴訟代理人に不信感を持ったりする人もいないではありません。なかには、証拠関係に手を加える者もあり得ます。当事者との信頼関係の維持に気を使うあまり、事実関係を徹底的に糾すことをしなかつたり、想像力不足で、主張されている事実以外にも様々な場合があり得ることに思いが至らな

かったりする訴訟代理人がいることが、このような事態の起きる主な原因であるといえましょう。

### (2) 証拠関係の網羅的整備

証拠関係では、他の民事訴訟もそうですが、税務訴訟でも、書証がほぼ決定的な役割を果たします。帳簿諸票類、契約書、備忘録、各種議事録等々、問題となった時点で、問題となった事実を跡付けるような記載がされているもの、「原文書」とか「原始記録」と呼んでよいと思いますが、そのようなものがあれば、何より重視されます（⇒ケーススタディ1）。逆にいえば、課税庁側から決定的なものが出てきて、それが不利な内容を含むものである場合には、何とかしてこれを反駁していかなければなりません（⇒ケーススタディ12、74）。そのためには、その記載と矛盾する他の書証を探すことになります。とにかく、書証は、網羅的に探索し、整備することが勝訴のための必須の条件です。

### (3) 法令類の徹底した検索

税務訴訟では、税法、通達、各種例規等々の関係する法令類の検索を十分行う必要があるのですが、一般の訴訟代理人や当事者には、そのような必要があることについての認識が十分でなく、往々にして必要な検索を怠っている場合があります。その主張をするのであれば、必ず参照しなければならない法令上の規定などを見落としてしまう結果、論点がずれた主張をしてしまうということがあります。税法や通達には、もともと親切な参照条文が付いているわけではありません。思いも掛けないところに関連する規定が潜んでいることもまれではありません。また、税務では、民事の実体法や商法、会社法等を正確に理解していることが当然の前提となるのですが、この点の理解が不十分である場合も多くあります。民商法の分野でも、特別法の類は沢山ありますし、近年は、ルール過多との声もあるほど、この種の法令が

数多く制定され、施行されています。このような検索漏れを防止するには、税務関係の法令類に日ごろから親しみ、最低限、何かこんな関係法令があったということが思い浮かぶ程度のセンスは養っておく必要があります。そこまでのことをするのはなかなか難しいといえるのであれば、必ず信頼の置ける専門家に意見を聴くべきでしょう。検索ソフトの充実によって、検索手段は相当精緻になってきていますが、やはりまだまだ完全ではないようです。ソフトに頼りすぎるのは危険だといえましょう。

さらに、税務関係の法令には、毎年改正が多く（特に租税特別措置法に多いことは、よく知られています。通達類も、ほぼ毎年改正されています。）、きちんと適用される法令集や通達集に当たらないと、重要な改正を見落としてしまうこととなります。数年さかのぼるような事案では、その年のその月（同じ年でも月を異にすると法令が違うこともあります。）に適用されていた法令は何であったか、最後には官報にまで当たらなければ確定できないこともあります。最近の事案で、最新の六法全書に登載され、現に有効とされている法令が、改正法の施行日の経過によって改正されているということも起こり得ます。

これを防止する手段は、要するに、法令集にとことん当たるといふことに尽きるでしょう。課税当局に対して戦いを挑む以上、このような点に労を惜しんではなりません。相手方である課税庁の代理人（国税庁の職員は、法律上訴訟代理人の資格を持ち、税務訴訟の被告側の主要部分はいずれの職員によって遂行されています。）は、原告側の知識や経験がどの程度のものかを黙って観察しています。法令の改正経過という初歩的な事項でさえ見落としてしまうような訴訟代理人では、見くびられるのが落ちで、それだけで訴訟遂行にはかなりのマイナスとなります。

#### (4) 法令類解釈の客観性の維持

当事者は、税法や通達等の関係規定の趣旨とするところを、自分に都合のよいように、主観的に解釈しがちです。

税務関係の法令には難解なものが多いのですが、解釈の指針はあります。それは、税務の規定は、国税当局が原案を作成し、国会審議を経るものですから（このような立法経過について議員立法は除きますが、税法関係での議員立法はほとんどありません。）、徴税を第一に考えているとはいえ、法治主義の我が国で、税金を取りたいだけ取れるような法令を作ればよいというわけにはいきません。租税法律主義、租税公平主義という大きな制約があります。法律に明確に課税要件が規定されなければ、それを根拠に課税することはできません。同じ状況にあるものの課税は同じようにしなければならないというのは大原則です。誰かを有利に取り扱ったら、他の同様の者にも有利にしなければなりません。

しかし、担税力（税金を掛け得る所得、取引等の事項、状況をいいます。）は、社会のあらゆるところにあつて、時々刻々と変化しています。新たに担税力が生じたところもあれば、担税力が消滅したところもあり、その内容が変化したりもします。所得を捕捉するのに専門的な知識が必要な分野もあります。近年になって、為替取引等の制限が緩和されたこと等が原因で国際的取引が盛んになり、これを利用した節税も行われるようになっていますが（⇒ケーススタディ68、69、74、75、76）、その取引などによる所得を正確に捕捉するには相当の力量が必要となります。これらの森羅万象を、法令の規定で漏らさず課税対象とするのは、常に不可能です。この意味で、法律や通達類の改正は常に後追いになるものです。

そのために、課税当局は、既存の法令の規定をこれら予測されていない事態にも当てはめようと、かなり無理な解釈をしたり、実質的に

遡及適用するような通達改正をしたりしがちです（⇒ケーススタディ23、24）。そこには、常に現実との齟齬、ミスマッチが生じます。その差を縮めるための解釈指針が、まず第一に徴税の必要性で、その次に来るのが租税法律主義、租税公平主義といってよいでしょう。

税務訴訟を起こす側としては、徴税の必要を上回るような説得力のある租税法律主義、租税公平主義に基づく、客観性を持った主張を展開しなければなりません。それが、その納税者限りの主観的なものに留まるようなものであってはなりません。

#### (5) 裁判官が考慮する背景事情の把握

税務訴訟にまで至るような事案では、最初から勝敗が明らかなものはそう多くはありません。事実認定でも法律解釈でもかなり微妙で、どちらの結論でも採れそうなもののがかなりあります。そのような事案では、どちらの結論が採られるかについて相当の影響があるのが、その事案の基盤となる背景事情（裁判官は、これを「スジ」とか「スワリ」とかといいます。）（⇒ケーススタディ58、65）と、担当する裁判官の判断傾向です。

このような背景事情が裁判所の結論に大きな影響を及ぼした事例として、有名なストック・オプションのケースがあります。ボーナスとしてストック・オプションを与えられた会社役員が、それを行使して得た利益は、一時所得か給与所得かという問題です。前者のほうが所得金額が2分の1とされるため（所法22②二）、税金が安くなります。

地裁レベルでは、むしろ一時所得説による判決が多かったのですが、高裁で、某有力裁判長によって給与所得説が採用されると、以後雪崩を打つようにして高裁各部が給与所得説を採るようになり、最高裁でも給与所得説で確定しました（最判平17・1・25判時1886・18）。課税当局は、当初はこれを一時所得として処理していたものを、突然給与所得説に変更したのですし、法律解釈としては、かなり一時所得説に分が

あるように思われていたのです。それなのに、このような結果になった原因を探ってみると、結局、この一連のストック・オプション訴訟が、IT長者などのいわゆる勝ち組が、ただでさえ高額な手当をもらうのに、さらにその税金まで不当に安くしようとする訴訟と受け取られ、裁判官の潜在的な反感を受けたことが大きかったように感じます。富裕層が生活の懸からない贅沢な訴訟をしているという受け取られ方がされてしまったのは、筋としては、給与所得説を採るべきだというセンスになることとなります。ストック・オプション関係では多数の訴訟が各地で起こされましたが、原告側同士で連絡がなく、統一した戦略に欠けたことも、全体としての訴訟の帰趨にも影響したように思われます。

#### (6) 裁判官の判断傾向の把握

裁判官の判断傾向も訴訟の帰趨にとって重要なものですから、担当裁判官についてあらかじめ調査しておく必要があります。日本では、裁判官の地位にある者は、一般に個性を見せない人種のように受け止められてきましたが、近時、米国などの影響ででしょうか、個性が感じられる裁判官が増えてきています。したがって、裁判官を知らずして訴訟はできない時代に入っています。一時期、東京地裁の行政訴訟専門部の裁判長であったある裁判官の存在は広く知られました。この裁判長のした行政側敗訴の判決の大部分は、控訴審や上告審で破棄されていますが、少数ながら結論が維持されたものもあります（代表的なものは、ケーススタディ65です。）。上級審でそのような結論が維持されたものについて、一審でまずそのような思い切った判断をしたということの寄与は大きいものがあります。この裁判長は、分野を問わず、原告側の主張は最大限に取り入れ、一方国側には厳しい態度を取ることでも有名でした。ここまで徹底しなくとも、ある分野、ある方向の主張については、かなり好意的な態度を示す裁判長もいます。その裁判



体で過去にされた判決は、たとえ事案が全く異なるものであっても、網羅的に検討すると、判断の枠組みに一定の型なり傾向なりがあることが分かってきます。それを踏まえた主張をしますと、それなりにその裁判所においては尊重されることが多いものです。

最高裁についても、その時々裁判官の構成や、それぞれの小法廷の個性の違い、世論の動向など、複雑な要因が影響して、それぞれの小法廷の総体として、傾向性が現れてきます。サラリーマン金融のいわゆるグレーゾーン金利関連のいくつかの最高裁判決は、それぞれ小法廷は異なったものの、強烈な傾向性を示し、この種の金融業者でグレーゾーン金利が生き残る余地をほとんどなくしたといっても過言ではありません。裁判所は、永らく司法消極主義と評されてきましたが、近時の最高裁は、傾向として、相当積極的になってきていて、かつての時代とは全く様変わりしています（⇒ケーススタディ20、23、65、86）。税務訴訟で、控訴審判決で敗訴しても、殊に法律論で敗訴しても、最高裁で見直される可能性は従来よりはるかに大きくなっているといえます。

#### 4 税務訴訟を積極的に利用する方策

##### (1) 少数精鋭による税務訴訟の遂行

以上のように、税務訴訟には相当の準備や素養が必要であるといえますと、税務訴訟は、規模の大きい法律事務所において、膨大な準備と訴訟活動をしなければ勝訴するのが難しい分野であって、費用も時間も掛かりすぎるとして敬遠する向きも出てくるかもしれません。しかし、実際には、税務訴訟は、これに精通した弁護士が1人か2人いれば、充分戦えるものなのであって、巨大なチームによって訴訟準備をしなければならないようなことはありません。現に、かなり大型の訴訟においても、当事者からは膨大な準備書面が提出されているもの

の、各審級の判決をみると、争点は単純であり、主張すべき事柄もそれほど多くはありません。争点の核心さえつかめれば、訴訟の遂行は比較的容易なのです。例えば、証人尋問の類はあまり行われません。主張と書証でほぼ結論が決まるのが税務訴訟です。問題は、何を争点として構成し、それをどう訴えるかというセンスなのであって、少人数の精鋭チームのほうが、充実した訴訟遂行をするのに適しているとさえいえます。

## (2) 税務訴訟を提起することの効果

税務訴訟を提起するということは、課税庁を「敵」に回すということを意味します。課税庁を敵に回すからには、争う者は、自分の足元がしっかりしていなければなりません。問題になっている所得認定が崩れそうだという時には、課税庁は、あらゆる強権的な手段を使って、争う者に他に捕捉漏れの所得がないかを調査してきます。これに耐えられる公正かつ明朗な会計をし、正確な帳簿諸票を備えておく必要があります。透明性、公正さが強く要求される今の時代には、課税当局と良好な関係を維持することによって、税務申告で有利な取り扱いを受けようなどと考えるのは、無益なことであるとさえいえましょう。それまで良好な関係が維持されても、ある所得の発生について、課税当局が納税者と見解を異にすれば、容赦なく修正申告を迫ってくるようになります。お目こぼしを願うなどということは、権力の恣意的な行使も結果的に許されることがあった旧時代の話であって、現代ではおよそ通用しないと知るべきです。そのようなわけですから、敢然と課税当局と争う会社なり納税者は、世間一般からは、国と争ってひるむことがないということで、むしろ足元のしっかりした健全な経営をしていると評価されるのが現代であるといえましょう。それだけ国民の心情も変化してきていることを知るべきでしょう。たとえ訴訟の結果が意に沿わないものとなっても、会社なり納税者なりの信用度は高

# 第 1 章 通 則

## 第 1 納 税 義 務 者 等

### 1 法人税の納税義務者

法人税の納税義務者は、①内国法人、②内国法人である公益法人等または人格のない社団等（収益事業を営む場合その他一定の場合）、③外国法人（国内源泉所得を有するときその他一定の場合）、④外国法人である人格のない社団等（国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するとき）とされています。

なお、公共法人は、法人税を納める義務がないこととされています。

⇒納税義務者：法法 4

⇒内国法人：法法 2 三、法基通 1-1-7

⇒外国法人：法法 2 四、法基通 1-1-6・1-1-7

⇒公共法人：法法 2 五・別表一、法令 2、

⇒公益法人等：法法 2 六・六の二・別表二、法令 2 の 2・3、法基通 1-1-6

⇒協同組合等：法法 2 七・別表三

⇒人格のない社団等：法法 2 八、法基通 1-1-1～1-1-3・1-1-6

⇒普通法人：法法 2 九、法基通 1-1-8

⇒人格のない社団等のみなし規定：法法 3

### 2 実質所得者課税の原則

法人等（納税者）ができるだけ税負担の軽減を図ろうとするタック

スプランニングは、経済活動を行う上で当然の行動といえます。しかし、タックスプランニングによる節税と租税回避との境界が明らかでないため、しばしば節税行為と思ったことが租税回避とみなされ、課税処分を受ける場合があります。

法人税法では、法律上収益の帰属することとされている法人が、真実は単なる名義人であって、その収益を享受しておらず、その者以外の法人が収益を享受している場合に、その収益は、収益を享受する法人に帰属するものとして、法人税法を適用することとされています。

⇒実質所得者課税の原則：法法11

### 3 法人の種類と課税所得の範囲

法人税法における課税所得の範囲や税率は、法人の区分に従って規定されています。

例えば、法人税の課税標準として代表的な「各事業年度の所得に対する法人税の課税標準」は、内国法人の場合には、各事業年度の所得の金額とされ、外国法人の場合には、各事業年度の所得のうち、国内源泉所得に係る所得の金額とされています。

⇒課税所得の範囲：法法5・6・7・9・21・92・141、法令185～187、法規60の3、法基通20-2-1～20-2-12

⇒各事業年度の所得に対する法人税率：法法66・143

⇒清算所得に対する法人税率：法法99

### 4 事業年度

事業年度とは、法人の財産および損益の計算の単位となる会計期間で、法人の定款等に定めるものをいいます。

⇒事業年度：法法13～15、法基通1-2-1～1-2-7

## 5 納税地・申告・納付

内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に、納税地を管轄する税務署長に対して法人税の申告書を提出し、法人税額を国に納付することとされています。

内国法人の法人税の納税地は、その本店等の所在地とされています。

なお、納税地の取扱いは、内国法人と外国法人とに区分して決められています。

⇒納税申告書：法法2三十～四十・71・73・74・102～104・145、通則法21・23

⇒納付：法法2四十一・四十二・76・77・105～108・145

⇒納税地：法法16～20、法令16～18

ケース  
スタディ

## 1 代金決済会社

X社は、イギリスに本店のあるY社から商品を輸入し、日本国内で販売していました。このY社は、スイスに本店のあるZ社に自社の商品代金の請求および回収等の業務を委託していることから、X社は、Y社から輸入した商品代金をZ社から請求を受けてZ社に支払っていました（X社およびY社ならびにZ社は、多国籍企業甲社グループ内の会社です。）。

Z社とX社は、Y社との取引について、昭和54年7月から昭和58年9月までの期間においては（以下「A期間」といいます）、期中において、仮の円建て取引の形をとり、期末において、為替差損益の清算を行う、実質上のポンド建て取引を行っていました。しかし、昭和58年10月以降（以下「B期間」といいます）、ポンド建て取引から円建て取引に変更する旨の合意書（以下「合意書」といいます。）を交わし、X社は、B期間以降、Y社との取引について、Z社に円建てで代金を支払ってきました。

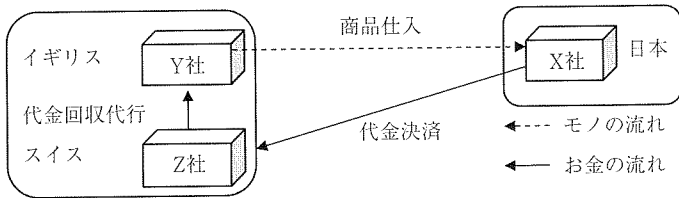
これに対して課税庁は、次のように判断しました。

- ① 取引に関する請求書類等の作成はすべてY社が行っており、Z社には実体がない。
- ② 合意書の存在は疑わしく、内容も実効性に乏しい。
- ③ B期間において円建て取引に変更されたのであれば行われるべき、A期間で使用した関係帳票の変更が全くされていない。
- ④ A期間の実現為替差益がY社に帰属することを明らかにするため、Y社の決算書等の提出を求めたが、提出されなかった。

以上のことから、円建て取引になったというB期間には、実際にはそれまでのポンド建て取引が継続して行われていたと認定

し、これにより生じた為替差益相当額を仕入れの過大計上および寄附金に当たるとして、X社に更正処分を行いました。

\* 国税不服審判所平成元年12月15日裁決（裁事集38・156）をベースとしています。



### 審判所の判断

審判所は、課税庁の主張が、次の理由により理由がないとし、B期間においては円建て取引になったと認めるとして、その更正処分を取り消しました。

- ① Z社は、甲社グループ内の企業間の国際取引における為替リスクおよび国際財務の効率的運用等を目的として、グループ内の国際取引に介在する実体のある会社である。
- ② 円建て取引に変更する旨の合意書は存在する。
- ③ B期間以後は、X社はZ社との為替差損益の清算を行っていない。
- ④ X社は、A期間においてY社に対して為替差益金額を送金し、Y社は、これを関係帳簿および決算書において受け入れている。
- ⑤ 関係帳票の変更がなされていないのは、その必要性がなかったことによる。

(請求一部認容)

## 税理士の目

本件は、企業間の国際取引における条件変更等の事実認定が争点となったものです。

X社の主張が認められたのは、条件変更の事実について、その合理的・客観的な理由と併せて、十分な証拠書類が存在していたことによるものであり、この点が最大のポイントです。

ただし、書類が作成されていても、形式的なものにとどまっていたは、証拠資料としての機能を果たすことはできず、変更条件等の契約履行が有効に機能した結果として証拠書類が作成されることが重要で

す。

## 弁護士の目

本件は、グループ内に属する会社間の取引で、グループ内取引の代金決済だけは、グループ内の販売会社から委託を受けて、これのみを専門に扱う会社と商品を仕入れた会社間で行うというシステムを採用していた会社間において、仕入会社と決済代行会社間でそれまでポンド建てであった決済条件を、ちょうど円高に振れる時期に円建てに変更したことにより、従来どおりポンド建てで決済されていれば仕入会社に膨大な為替差益が生じていたものが一切生じなくなった（決済代行会社に差益が帰属した）ことが不自然であり、仕入会社に生じた利益を租税回避目的でグループ内の外国会社に付け替える操作をしたと課税庁に疑われた事例です。その更正処分が審査請求で取り消された最大のポイントは、代金決済会社の存在および機能に合理性があり、これが架空会社ではないと認められたことにあると考えます。



**ケース  
スタディ**
**65 債権の回収不能と社会通念**

X社（母体行）は、Y社に対する3760億円余の貸付債権について債権放棄し（以下「本件債権放棄」といいます。）、平成8年3月期において、当該金額を貸倒損失として損金算入しました。

本件債権放棄に当たっては、債権放棄約定書（以下「本件約定書」といいます。）が締結され、本件約定書においては、債権放棄に当たり、「X社は、Y社に対する本件債権を、Y社の『営業譲渡の実行および解散の登記』が平成8年12月末日までに行われなことを解除条件として債権放棄に応ずる」旨の条件を定めていました。

これに対して課税庁は、本件債権放棄による貸倒損失の金額は、それが全額回収不能とは認められないので、平成8年3月期の損金の額に算入できないとして、更正処分を行いました。

\*最高裁平成16年12月24日判決（判時1883・31）をベースとしています。

**【時系列】**

平成8年3月26日	Y社はX社（母体行）に対し債権放棄を要請
平成8年3月28日	Y社は一般の金融機関に対しても債権放棄を要請
平成8年3月29日	X社とY社は債権放棄約定書を締結 X社はその債権額を平成8年3月期の損金として処理
平成8年9月1日	Y社解散

## 裁判所の判断

裁判所は、法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を当該事業年度における損失の額（法法22③三）として算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることが必要であるとの解釈を示しました。

そして、当該債権が回収不能であることは客観的に明らかでなければならず、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきとしました。

その上で、本件については、平成8年3月期において、いわゆる母体行であるX社が、Y社に対して有する債権を全額放棄したとしても、それ以外の債権者の債権を全額弁済することは不可能であり、X社が債権を放棄せざるを得ないことは関係者の共通認識であったこと等からして、同時点において、本件債権は、社会通念上全額回収不能の状態であったことは客観的に明らかであるというべきであるとしました。

したがって、本件債権については、平成8年3月期において、客観的に回収不能であったことが明らかであることから、本件債権放棄の金額を貸倒損失として損金の額に算入すべきとしました。

（請求認容）

## 税理士の目

貸倒損失の金額を損金の額に算入するには、債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかであることが要求されます（法基通9-6

－2)。債権が回収不能であることの判断に当たっては、債務者側の事情等のみならず、債権者側の事情等も考慮した上で、社会通念に従って総合的に判断されるべきとの判示です。これは注目すべき判断で、今後の税務実務に大きな影響を与えます。

しかし、実際には、これら債権者および債務者の事情等の認定・判断には困難を伴うため、課税庁に対する金銭債権の貸倒損失の損金算入に係る事前の個別照会制度が導入、整備されました。

### 弁護士の目

債権が回収不能かどうかは、課税庁と見解を異にする場合が少なくありません。裁判所の示した「社会通念に従って総合的に判断」という視点自体は理解しやすいものですが、実際に回収不能かどうかの判断は本来的に相当に困難なものです。

まず、納税者自らが主体性をもって、裁判所の判断に記載した裁判所の示したいくつかの判断要素に従って、順次判断する必要があります。事前の個別照会制度ができたからといって、それに頼りきりになるというのは、納税者としてのあるべき姿とはいえません。